

四	三	二	一	發	平	省	○
發	用	振	の	法	發	名	財務省
行	等	替	條	律	行	稱	債の發行告示第
方	法	項	及	の	及	二十八年号	三十
法	の	び	根	び	十八	次	十
	適	そ	拠	記	年	年	（）

五百五十号 関する省令（昭和五十七年大蔵省令第五条第十項の規定に基づき、
二月九日 利付国庫債券（三年）へ第三百七十回 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十一条第一項及び第六十二条第一項
財務大臣 麻生 太郎
月十五日に発行した利付国債のとおり告示する。
別にご務後格競債定特あ争争う札価振の適用を受けるものとの規
参よと大に競争市入別參入札發行による發行（以下「振替法」という。）の規
加るに臣行各國債發行の募入札發行（以下「債格競争入札」といふ。）の規
者発応がわれ各國債發行の募入札發行（以下「債格競争入札」といふ。）の規
・行募限度額市場で決う第I及び第IIの債格競債別定參入札發行（以下「債格競争入札」といふ。）の規
第へ以度額市場で決う第I及び第IIの債格競債別定參入札發行（以下「債格競争入札」といふ。）の規
II以非下額市場で決う第I及び第IIの債格競債別定參入札發行（以下「債格競争入札」といふ。）の規
非下額市場で決う第I及び第IIの債格競債別定參入札發行（以下「債格競争入札」といふ。）の規
債格競債別定參入札發行（以下「債格競争入札」といふ。）の規

六

口

イ

発

争非者特国
入価・別債
札格第参市
発競I加場

入価 入価・別債行
札格行札格第参市及入価・別債
発競 発競II加場び札格第参市
行争額行争非者特国

五

口

イ

方募

入価法入
札格決
発競定
発競I加場

でた条特三額発六億額發四う額
二利第別十面行十四面行十ち面
千付一會五金し二千金し七、金
百国項計万額た条九額た条特額
四債のに円で利第百で利第別で
十に規関千付一六一付一會二
八つ定す九国項十兆国項計兆
億いにる百債の五八債のに八
円て基法八に規万千に規関百
、づ律十つ定円八つ定す四
額き第六いに、百いにる十
面發四億て基同五て基法五
金行十五はづ法十はづ律億
額し七千、き第八、き第円

込募各当も各發
み限国ての申行
の度債るか込一
応額市。らみと
募の場そのい
額範特のうう
を囲別応ち。
割内參募応
りに加額募
当お者を価
ていご順格
るてと次の
。各の割高
申応りい

イ 一	十 十	九 八	ハ	口 イ	七 ハ
發		振額最		払	
入価發	替	低行争非者特國行争非者特國入価込	行争非者特國行		
札格行行	額	入価・別債	入価・別債札格	入価・別債	
發競価	面	札格第參市	札格第參市發競金	札格第參市	
行争格日	位	金 發競 II 加場	發競 I 加場行争額	發競 II 加場	
格錢額	平す額の振	五 四三	万二七二	でた条特	
五面	成るの記替	万 千千	二千万兆	三利第別	
厘金	二。整載法	円 百	千百円九	千付一會	
以額	十 数又の	六	円六百	百国項計	
上百	八 倍は規	十	十八	四債のに	
の円	年 の記定	七	二十	十に規関	
そに	十 金録に	億	億六	六つ定す	
れつ	一 額はよ	三	五億	億いにる	
ぞき	月 に、る	千	千六	円て基法	
れ百	十 よ最振	六	八千	、づ律	
の円	五 る低替	百	百二	額き第	
応六	日 も額口	十	四百	面發四	
募十	の面座	三	十	金行十	
価七	と金簿	万	十九	額し七	

十
九
八
七
六
五

十
四

十
三
二

口

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

初利入価・別債行争非者特国
期札格第參市及入価・別債
利發競Ⅱ加場び札格第參市
子率行争非者特国發競I加場

平
成
二
大
十
か
年
ら
通
一
知
つ
月
を
き
十
受
百
五
け
円
日
た
者

財務大臣から通知を受けた者

日額平るい日毎年支の期十
本面成利てを年銀三子、支五年
額十をそ払月百年支の期十
行額十をそ払月百年支の期十
支の期十円十払日と五
に一う以し日つ月。前、及
六各び月支十
百五月支十
円日間払一
に期月属に十
すお五

規下は期た期平年
定、が金と成○
す次そ銀額し二。
る号の行を、十一
期及翌休支次九パ
日び営業払の年一
に第業日う算五セ
つ十日。式月ン
い五にたに十ト
て号支當だよ五
同に払たしり日
じおうる、算を
。いへと支出支
。て以き払し払

額面金額×
 $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

錢額
九面
厘金額
百円
につき
百円
六十七